

# レインボーハートフル生活介護事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人平成会（以下「事業者」という。）が設置するレインボーハートフル生活介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定生活介護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成24年岐阜県条例第85号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

## (施設の名称等)

第3条 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 レインボーハートフル生活介護事業所
- (2) 所在地 岐阜県関市市平賀大知洞566番地1

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、職員の管理、指定生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容を検討する。
- (イ) アセスメントに当たっては、利用者が自らの意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握する。
- (ウ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成する。
- (エ) 利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス計画の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、障害福祉サービス計画の原案について意見を求める。
- (オ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面（以下「生活介護計画」という。）を利用者及び利用者に対して指定相談支援を行う相談支援事業者に交付する。
- (カ) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更する。モニタリング結果は、利用者に対して指定相談支援を行う相談支援事業者に交付する。
- (キ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。
- (ク) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行う。
- (ケ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うとともに、利用者への意思決定支援の観点から必要な助言指導等を行う。

(3) 嘱託医師 1名以上

嘱託医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行

う。

(5) 生活支援員 4名以上

生活支援員は、日常生活上の支援計画に基づき、排泄、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援、生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行う。

(6) その他の職員

(1)から(5)に掲げる職員の他、施設の適正な維持運営に必要な職員を置く。

**(営業日及び営業時間等)**

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次の通りとする。

(1) 営業日：原則月曜日から土曜日までとする。

日・祝日において、事前に計画する行事等を行う場合も営業日とする。

ただし、お盆・年末年始は除く。

(2) 営業時間：午前8:30～午後5:30までとする。

(3) サービス提供日：原則月曜日～金曜日とする。

土日・祝日において、事前に計画する行事等を行う場合も営業日とする。

ただし、お盆・年末年始は除く。

(3) サービス提供時間：午前9:00～午後4:00までとする。

**(利用定員)**

第6条 事業所の利用定員は次の通りとする。

(1) 定員 20名

**(指定生活介護を提供する主たる対象者)**

第7条 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、次の通りとする。

(1) 生活介護：身体障害者（18歳未満を除く）

知的障害者（18歳未満を除く）

**(指定生活介護の内容)**

第8条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次の通りとする。

(1) 生活介護計画の作成

(2) 食事の提供

- (3) 身体等の介護
- (4) 健康管理
- (5) 生産活動
- (6) 創作的活動
- (7) 生活相談
- (8) 送迎サービス
- (9) その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言等利用者の支援に関すること。

#### (利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定生活介護に要した費用（特定費用を除く。）の額を超える時は、当該現に指定生活介護に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した請求書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
  - (1) 昼食 630円（うち食材料費310円）  
ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記職材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
  - (2) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められるものの実費。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

#### (通常事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施区域は、関市（全般）及び近隣市町村（送迎可能な区域で、施設から最短距離で経路片道10km以内）の区域とする。

#### (工賃の支払い)

第11条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規定に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

#### (サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

#### (利用者負担額等に係る管理)

第13条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超える時は、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

提供した指定障害福祉サービスを施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようするものとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第14条 現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定生活介護の提供により事故が発生した時は、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 4 指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとする。

#### (非常災害対策)

- 第15条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備する。
- 2 事業所は、非常災害への具体的な備え及び対策を検討・推進するため防災委員会を設置し、以下の取り組みを行う。
- (1) 定期的に会議を開催し、非常災害への対策を検討、実施する。
  - (2) 災害が発生した場合の初動対応及び障害福祉サービスの提供継続、非常時の体制での早期再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、従業者へ周知する。
  - (3) 災害が発生した場合の避難及び業務継続に関する研修及び訓練を企画実施する。
- 3 事業所は、非常災害への対策を検討・実施するにあたり、自治体及び地域住民との連携・協力体制を保つこととする。

#### (衛生管理等)

- 第16条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会を設置し、以下の取り組みを行う。
- (1) 3ヶ月に1回以上、会議を開催し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために必要な対策の検討、実施をする。
  - (2) 平常時の対応、発生時の対応など、各種感染症等の特性や状況に応じた対応手順及び業務継続計画を定め、従業者へ周知を図る。
  - (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を企画実施する。
- 3 事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保つこととする。

#### (苦情解決)

- 第17条 事業所は、提供した指定生活介護に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける為の窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定生活介護サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条（昭和26年法律第45号）に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

#### （個人情報の保護）

- 第18条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
  - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
  - 4 施設は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

- 第19条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置する
  - (2) 虐待防止委員会は、虐待防止の対策を検討するための会議を定期的に開催する。  
委員会での検討結果は従業者へ周知をする。
  - (3) 虐待防止委員会は、虐待の早期発見のため、定期的にチェックリストを用いて調査を行う。
  - (4) 虐待防止委員会は、虐待の防止を啓発・普及するため従業者に対する研修を年1回以上、企画実施する。
  - (5) 虐待防止委員会は、虐待が発生した場合、状況の改善及び再発防止策の立案、実施を推進する。
  - (6) 成年後見制度の利用支援
  - (7) 苦情解決体制の整備

#### （身体拘束等の禁止）

- 第20条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、身体拘束等の適正化のため、次の措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針及び必要な手順を定める。
- (2) やむをえず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、虐待防止委員会が一体的に担い、定期的に会議を開催する。委員会での検討結果は従業者へ周知をする。
- (4) 身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上、企画実施する。

#### (意思決定支援の推進)

第21条 施設は、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の内容を踏まえ、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
  - (2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める。
  - (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を選定する。
  - (4) 利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意する。
- 2 施設は、利用者自身の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）の確保に努めるものとする。
- (1) 本人の意思に反する異性介助がされないよう、サービス管理責任者等が本人の意向を把握するとともに、当該意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努める。
  - (2) 本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明し、理解を得るように努める。

#### (その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月
  - (2) 繼続研修 年1回以上
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供了日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人平成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。